

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年5月21日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 被許可者の名称及び住所
株式会社大津倉庫
鹿児島県鹿児島市住吉町12番15号
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社大津倉庫 南栄 保税蔵置場
鹿児島県鹿児島市南栄4丁目43番地
- 更新した期間
自 令和 8年 6月 1日
至 令和 14年 5月 31日

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年5月21日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 被許可者の名称及び住所
株式会社大津倉庫
鹿児島県鹿児島市住吉町12番15号
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社大津倉庫 南栄5丁目 保税蔵置場
鹿児島県鹿児島市南栄5丁目33番地、11番地
- 更新した期間
自 令和 8年 6月 1日
至 令和 14年 5月 31日